



◇ 6億6千万円損害賠償請求事件

松浦診療所の縮小・閉鎖を許さんぞ！
若杉・松浦は労働者・患者に内紛のツケをまわすな！
長期争議の責任をとらせるぞ！

十月十四日、九回目の口頭弁論が開かれました。早朝から裁判所前で、続いて三菱東京UFJ銀行前で、港合同の仲間と共にビラまき・マイク宣伝を行いました。十一時半からの裁判ではご結集いただいた皆さんで傍聴席が埋まり、原告席には支部の解雇された組合員と在職の組合員がブラッと並びました。

今回も南労会の経営を

圧倒し、裁判官に緊張感と真剣な審理を求めるところができたと思います。大変ありがとうございます。

組合員に対する査定が

機密事項やって?!

南労会は当初から「この裁判はすでに判決が確定した以前の裁判の蒸し

返しだから却下しろ」と主張してきましたが、この間、これを全面的に撤回してきました。新たな主張が「こちらは解決の意思があるのに組合が妥結を妨害している」という嘘の主張です。

南労会は十二回の未払い一時金をあくまでも減額する意図をもって、組合にも個々人にも一切中身を明らかにしない査定を行うと通告してきました。これ自体が確定判決違反であり、刑事罰の対象となる行為です。組合は当然にも抗議し、いかなる査定をするつもりなのか明らかにせよと追及してきました。

これをとらえて南労会が前回の裁判で主張してきたのが「査定は南労会が専有する人事権、高度の機密性を有し公開されない、団交の対象にもならない」との暴論、チン論です。

更には協定書の最後に「債権・債務は存在しない」との条項をいれることを組合が拒否しているから妥結できないとの主張も出してきました。

この条項問題は、若杉が組合に一切の異議申立て、争いの権利を放棄させ、残りの賃金債権を切り捨てる意図のもとに持ち出してきたものです。組合は「今日まで、債権

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

債務不存在条項を盛り込まない協定書を数十回かわしてきた、そもそも協定内容の他に組合が異議を唱える事項について経営側も『争う権利は否定しない』と明言してきた経過がある」と反撃してきました。

ということ、今回の裁判でこれらに対する反論と書証を提出しました。

瓜二つの労働争議

お手本になる判決が！

埼玉県にあるタクシー会社、南労会と同じように十三回の一時金未払いという組合攻撃と闘ってきた組合が一番で勝ち取っ

た勝利判決が存在しました。高裁で和解し、五年ほど前に争議は解決した様です。

なんと経営側の手法も、組合罵倒、誹謗中傷の言い草までうの二つ。さいたま地裁が出した判決はお手本になる内容でした。

裁判長、これをしっかりと読んで勉強し、まともな判決文を書きなさいよ！という意思をこめ、取り寄せた判決文を書証として提出、当日のピラでも宣伝しました。

裁判所の認識が問われている和解交渉

弁論の後、裁判長はこ

の訴訟物に限る枠組みで双方に打診した和解について意見聴取と調整を行いました。和解といっても、事件の本質に対する裁判所の最低限の基本的認識が問われています。

デタラメ経営と内紛のツケをまわすな！

怒り心頭！

診療所縮小・閉鎖攻撃

止まらない若杉の松浦診療所縮小・閉鎖攻撃。この間は健診部W組合員

と非組合員（子育て中の女性労働者）に対し、紀和病院への転勤命令を出してきました。組合員は

いずれにせよ闘いなくして勝利はありません。現場で次々と弾を撃ちながら組合の手足をしばり、自分だけが得する事を狙う若杉の魂胆を許さず闘いを推し進めていきます。

懲戒解雇をさせないために、抗議しつつ応じる道を選択、非組合員は退職に追い込まれました。

四名の組合員看護師が懲戒解雇された後、組合員としてひとり職場で踏ん張ってきた看護師の組合員に対しても、以前は介護職への配転を強行しておいて、今度は訪問看

護業務へ移れという身勝手
手で横暴な業務指示を出
してきました。

健診受診者を一日五名
以内に制限し、労働組合
の運動として双方が築い
てきた府下の自治体労働
者に対する所外健診も全
て打ち切りに追い込んで
きました。土曜日を完全
休診にして働く人々の受
診を排除し、節電と称し
て館内の電気を消しまく
り、ますますさびしい廃
墟のような診療所にして
いています。

若杉は松浦診療所の患
者を激減させた上に、意
識的に患者を減らす政策
を進めているのです。腹
立たしく悔しう限ります。

赤字の責任者は若杉！

一九七八年以来、一時
期を除いて一貫して金庫
番をやってきた若杉が松
浦と共にどれ程デタラメ
な経営をやってきたか。
今の現実はその集大成。
なんでそのツケを労働者
が払わなあかんねん！
「組合の争議行為が経営
危機を生み出した」との
裁判でのデマとペテンを
打ち破る為にもデタラメ
ぶりを示す数字（推定概
算を含む）を紹介します。
怒りを燃やし、バネに
して若杉・松浦を追い込
む闘いを強化しよう！

**(医)南労会の過大な設備投資（●印は非
合法）と借金・賃金未払い その①**

1976年7月 松浦診療所開設
1979年3月 同 改築（4階建へ）
1983年 同 増築（7階建へ）
1億7000万円
1984年10月 紀和病院新築 6億3000万円
〔1991年8月 争議突入〕
○1991年年末～97年年末
13回の一時金 組合員にのみ未払い
○1991・92・95・96・97年
5回の賃上げを組合員にのみ未実施
これらに関わる未払い総額は
約2億6千万円

●1994年 松浦診療所前 違法薬局開設
● 同 紀和病院前 違法薬局開設
不正融資を受け数千万円投資
1996年3月 社会保険料滞納 1億4000万円
1996年7月 社会保険料滞納 6000万円
1996年11月 みどりクリニック新築
9000万円
1996年10月 長期療養型病床新築工事契約
1997年 南労会倒産の危機 ⇒ 若杉降格
1998年2月 長期療養型病床新築工事費用
支払契約不履行 5億円
1999年春 松浦は若杉を復活させる
2000年6月 かつらぎ診療所新築 4950万円